

災害復旧事務について

地方公共団体ご担当者の皆様へ

災害発生時における 「財務局」の役割

台風、大雨、地震などの異常気象や自然災害により道路、河川等の公共施設などが被害を受けた場合、民生の安定上や、社会経済上、重要な影響があり、できるだけ早期に復旧する必要があります。

その際

復旧に要する費用は膨大となるため、「災害復旧事業」に対して国が特別の財政負担を行うこととしています。



「東北財務局」では、被災施設等を所管する省庁の現地査定に立会し、被災状況を確認して、復旧方法、事業規模等を決定することにより、早期の復旧に努め、被災地の生活の安定を図っています。

どのような施設が対象？

災害復旧事業の対象となる施設は、河川、道路、港湾、漁港等の「公共土木施設」、田・畑、ため池等の「農地・農業用施設」のほか、「林道」、「公立学校」、「水道」施設等も対象となります。

* 具体的な被災施設等が災害復旧事業の対象となるか疑問がある場合は、東北財務局主計第一課（TEL:022-263-1111（内線3045））へご相談下さい。

災害が発生したら

財務局では、

- 財政を所管する立場から、災害復旧事業の査定現場に立会し、適切な復旧方法と事業規模を決定します。【国庫補助金】
- 国庫補助で賄われない財源について、起債の申請を受けます。【財政融資資金】



災害の発生

単独災害復旧事業の場合

被害報告

市町村は県庁
担当課を經由

国庫負担申請

現地査定

復旧方法・復旧事業規模(国庫補助対象金額)の算出

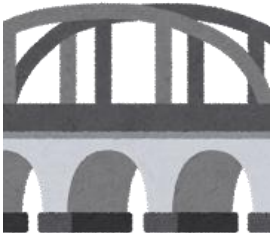
復旧工事

復旧工事

補助災害復旧事業
起債申請

単独災害復旧事業
起債申請

財政を所管する立場から、財務局職員が関係者と立会のうえ決定します。



単独災害復旧事業起債（財政融資資金）は、補助災害の対象であるにもかかわらず国庫負担申請しなかったものは対象外となります。詳しくは[次頁](#)を参照願います。